

意見書第2号

平成28年9月28日

高島市議会議長 秋永 安次 様

提出者 高島市議会議員 青谷 章

提出者 高島市議会議員 梅村 勝久

提出者 高島市議会議員 福井 節子

提出者 高島市議会議員 澤本 長俊

提出者 高島市議会議員 大槻 ゆり子

有害鳥獣対策の推進を求める意見書案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、高島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣対策については、高島市では侵入防止（電気）柵の設置等により、一定の成果を上げていますが、全国的には地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しています。

有害鳥獣による被害は、国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、農業従事者だけでなく、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

このような中、有害鳥獣対策は国の政策として早期の総合的な対応が必要であり、健全な森林整備による抜本的な対策、有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進に向けた下記の事項について、必要な法制度の創設と財政的支援を強く求めます。

記

1. 有害鳥獣を含む生物と共存できる健全な森林づくりを目指し、森林・林業基本計画を強力に推進するとともに、こうした森林を企画、設計および実践できる人材育成を推進すること。
2. 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特別措置法の改正など、さらなる措置を講ずること。
3. 侵入防止（電気）柵施設の設置を推進するとともに、施設の安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
4. 農地に接する山林との間に緩衝地帯を設置するなど、野生動物を集落に近づけない対策を推進すること
5. 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。

6. ジビエとして積極的に活用し、国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備するなど、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

高島市議会議長 秋永 安次

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
環境大臣
経済産業大臣
防衛大臣

あて